

さいたま市議会SNS運用方針

1 目的

議会の活動状況に関する情報をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介して発信し、広く市民に情報提供することにより、市民の議会への関心と理解を高め、もって情報の速報化及び議会公開の一層の促進を図ることを目的とする。

2 発信媒体、発信主体及び管理者

- (1) 発信媒体は、X（旧 Twitter）とする。
- (2) 発信主体は、さいたま市議会とする。
- (3) 管理者は、議会局総務部秘書総務課長とする。

3 アカウント及びユーザー名

- (1) アカウント名は、「さいたま市議会」とする。
- (2) ユーザー名は、「@saitamashigikai」とする。

4 発信内容

発信内容は、市議会の活動に関する以下の情報とする。

- (1) 市議会ホームページにおける主な更新情報（会議日程、インターネット議会中継のお知らせ等）
- (2) 市議会広報紙発行のお知らせ
- (3) テレビ広報番組放送のお知らせ
- (4) その他議長又は管理者が必要と認めるもの

5 返信、フォロー及びリポスト

発信内容に対する個別の返信は行わない。また、さいたま市議会からのフォロー及びリポストは原則として行わない。ただし、特に管理者が必要と認めたものについては、この限りでない。

6 その他

- (1) その他SNSの発信に関し必要な事項は、さいたま市議会広報編集委員会において協議し、定める。
- (2) 本方針は、社会情勢の変化や情報通信技術の進展等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

7 適用日

この運用方針は、令和5年1月6日から適用する。

変更後の運用方針は、令和6年4月1日から適用する。